厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第９期）の施策体系図について

計画の期間は令和６年度から令和８年度まで

将来像は、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会

掲載の図は、基本理念一つ、基本目標三つ、施策の方向を示した項目は10あり、その施策による主な取り組み案と、達成された姿を体系図にしたものである。

基本理念は、高齢者等が、生きがいを持って、安心して生活できるまちづくりとしている。

三つの基本目標のうち、一つ目は、地域のつながりが深まり、安心・継続して暮らせるまち

二つ目は、健康で生きがいに満ちた生活を送ることができるまち

三つ目は、充実した介護サービス等を安定して受けられるまちとしている。

次に、基本目標一つ目、地域のつながりが深まり、安心・継続して暮らせるまちの施策の方向としては、六つあり、そのうちの二つが今回の計画の新規項目となる。

基本目標１に対する施策の方向一つ目は、地域包括支援センターの機能の充実としている。

主な取組の案としては、

・相談対応及び専門的な相談支援

・地域に出向いた相談会

・インフォーマルサービスの活用

・定期的な機関誌の発行等による周知活動

・包括的な相談支援体制及び各種相談機関との連携としている。

その後の、達成された姿としては、日常生活の困りごとをいつでも気軽に相談でき、総合的に支援を受けることができ、地域包括支援センターが地域の介護資源のマネージャーとして機能している。となる。

次に、施策の方向二つ目は、生活支援サービスの充実としている。

なお、この施策は、重点的に取り組むものと位置付けている。

その主な取組の案としては、

・地域住民主体による生活支援の充実

・生活支援体制整備の促進

・通いの場の拡充

・地域ケア会議による地域課題の明確化

・地域のネットワークづくり

・ＩＣＴの導入による支援の推進としている。

その後の、達成された姿としては、地安心して生活できる多様な要望に沿ったサービスや居場所などが整い、住民同士の支え合いが実感できている。となる。

次に、施策の方向三つ目は、医療・介護・福祉・生活支援の連携強化としている。

その主な取組の案としては、

・在宅医療・介護・福祉・生活支援に携わる人材の育成・確保
・在宅医療相談室・在宅歯科地域連携室との連携強化

・多職種連携研修会の開催

・地域包括ケア連携センターの運営

・在宅や施設での看取りの推進
・関係市町村や関係機関との連携強化

・情報の一元化や災害時の連絡ツールとしてのＩＣＴ検討

・市民への普及啓発医療・介護関係者の研修としている。

その後の、達成された姿としては、地域の中で切れ目なく必要な支援やサービスを受けることができている。となる。

次に、施策の方向四つ目は、地域特性に応じた環境整備としている。

その主な取組の案としては、

・住まいに関する相談支援強化

・公共交通機関利用者への支援

・住宅改修支援

・生活利便施設が不足する地域への立地促進

・公共交通不便地域でのコミュニティ交通の導入としている。

その後の、達成された姿としては、多様な住まいが選択でき、かつ、バリアフリー等にも配慮され、高齢者が生活しやすい環境が整備されているとなる。

次に、施策の方向五つ目は、権利擁護の推進としている。

その主な取組の案としては、

・成年後見制度利用促進基本計画の推進

・本人を中心とした意思決定支援の推進
・老人福祉法に基づく適切な措置対応

・虐待防止の周知・啓発としている。

その後の、達成された姿としては、高齢者の権利が守られ、尊厳を保持し、自分らしく暮らし続けていくことができている。となる。

次に、施策の方向六つ目は、認知症施策｢共生と予防｣の推進としている。

なお、この施策は、重点的に取り組むものと位置付けている。

また、この施策には、認知症施策推進計画を包含しているものとなる。

その主な取組の案としては、

・本人発信支援等の普及啓発の推進

・認知症予防活動の推進

・認知症サポーターの養成と地域で活躍できる仕組みづくり（チームオレンジ）

・早期発見・早期対応に向けた体制強化

・認知症カフェ立ち上げ支援や通いの場の情報提供

・家族会との連携及びピア活動等による認知症本人と介護者（家族）支援の推進

・認知症の人と家族の 一体的支援プログラムの構築

・生活におけるバリアフリー化の推進

・児童・生徒や若い世代への認知症理解促進

・社会参加の機会の確保

その後の、達成された姿としては、本人の意思が尊重され、認知症とその予防について正しく理解され、地域の中で安心して生活することができている。となる。

なお、基本目標の二つ目を、健康で生きがいに満ちた生活を送ることができるまちとしており、その施策の方向としては、三つあるが、この施策はそのうち一つ目と併せて二つの基本目標に向けた施策としている。

次に、基本目標の二つ目の施策の方向二つ目は、介護予防・健康づくりの推進と保健事業の充実としている。

なお、この施策は、重点的に取り組むものと位置付けている。

その主な取組の案としては、

・未病センターの利用促進

・未病運動教室の開催

・健康相談・健康教室の実施

・保健事業と介護予防の一体的実施

・自立支援型地域ケア会議の推進

・フレイル予防の推進

・介護予防把握事業の実施

・介護予防に向けた周知・啓発

・介護予防事業の推進

・外出支援による介護予防の推進

・地域リハビリテーション活動支援体制の構築としている。

その後の、達成された姿としては、介護予防や健康増進に対する意識が高まり、自分の健康管理ができ、健康寿命の延伸につながっている。となる。

次に、施策の方向三つ目は、社会参加と生きがいづくりの推進としている。

なお、この施策は、重点的に取り組むものと位置付けている。

その主な取組の案としては、

・住民主体の居場所づくりの推進

・生活支援サービスの担い手の創出

・通いの場への情報提供

・生涯学習講座やスポーツ活動等の推進

・高齢者保養施設等利用助成券の交付

その後の、達成された姿としては、住民を始め様々な主体による就労や地域活動など居場所が充実し、多様な社会参加の機会がある。となる。

次に、基本目標の三つ目を、充実した介護サービス等を安定して受けられるまちとしており、その施策の方向としては、二つ。

施策の方向一つ目は、介護サービス等の充実としている。

その主な取組の案としては、

・介護サービス等の充実と給付の適正化

・介護職の人材確保支援事業の推進

●住民主体による介護サービスの充実

その後の、達成された姿としては、必要なときに過不足なく良質な介護サービス等を受けることができている。となる。

次に、施策の方向３つ目は、安定した介護保険事業の運営としている。

その主な取組の案としては、

・計画期間における介護保険事業の見込み

・中長期的な介護保険料の算出

・介護サービス提供事業者に対する定期的な指導・監督の実施

・介護保険料の適正な収納としている。

その後の、達成された姿としては、介護サービス等の需要、供給及び保険料とのバランスがとれている。となる。